

兵庫県医療審議会保健医療計画部会副部会長の選出

1 規 定

兵庫県医療審議会運営要綱（抜粋）

第7条 部会長は、部会の議長となる。

2 部会に副部会長を置き、部会長に事故があるときは、その職務を行う。

3 副部会長は、部会に属する委員の互選により定める。

2 推 薦

兵庫県医療審議会保健医療計画部会には、兵庫県医療審議会運営要綱第7条の規定により副部会長を置くこととしております。7月21日をもちまして守殿前副部会長が医療審議会委員を解かれたことに伴い、本部会にて副部会長の選出を行う必要がございます。

事務局として、長年兵庫県医療審議会保健医療計画部会において尽力され、経験も豊富でいらっしゃる太城力良委員を副部会長に推薦いたします。

3 選 任

太城力良委員を副部会長とすることについて、別紙「回答様式」により、回答をお願いいたします。承認しない場合につきましては、別に推薦する委員の氏名をご記入ください。